# 法律

国立大学法人法の一部を改正する法律案をここに公布する。

御名御璽

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**法律第八十八号**

## 国立大学法人法の一部を改正する法律

**第一条**　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の三」を「第三十三条の五」に、「第三十四条の四―第三十四条の六」に、「第三十四条の十」を「第三十五条」に改める。

第七条第三項中「及び第三十四条の二」を「、第三十三条の三及び第三十三条の四」に改め、同条第八項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

第二十二条第一項第六号中「及び第二十九条第一項第五号及び第三十三条第一項」に改め、同項第七号中「第三十四条の五第一項」を「第三十四条の二第一項」に改める。

第三十三条第一項中「又は設備の設置」を「、設備の設置又は先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発若しくは整備」に改める。

第三十四条を第三十三条の二とし、第三十四条の二を第三十三条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（貸付計画の認可）

**第三十三条の四**　国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、当該国立大学法人等の所有に属する土地等の貸付けに関する計画（以下この条において「貸付計画」という。）を作成し、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。

2　貸付計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　貸付けを行うことが見込まれる土地等の所在地及び面積

二　前号の土地等の貸付けの際に指定することができる用途の範囲

三　第一号の土地等の貸付けの対価の算定方法及び使途

四　前二号に掲げるもののほか、第一号の土地等の貸付けに関する事務の実施の方法及び体制

五　その他文部科学省令で定める事項

3　貸付計画には、次項各号のいずれにも適合していることを証する書類その他文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

4　文部科学大臣は、貸付計画が次の各号のいずれにも適合していると認める場合でなければ、第一項の認可をしてはならない。

一　第二項第一号の土地等が、当該国立大学法人等の第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものであること。

二　第二項第二号の用途の範囲が、第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のないものであること。

三　第二項第三号の対価の算定方法が、貸付けを行う土地等の周辺地域の土地等の賃料の水準を参酌することその他の適正な対価の算定方法として文部科学省令で定める基準に適合すること。

四　第二項第三号の対価の使途が、当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てることに限定されていること。

五　第二項第四号の方法及び体制が、土地等の貸付けに関する事務を適切に実施するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合すること。

5　第一項の認可を受けた国立大学法人等（以下この条において「認可国立大学法人等」という。）は、当該認可に係る貸付計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。

7　文部科学大臣は、認可国立大学法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一　第一項の認可に係る貸付計画（第五項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認可計画」という。）が第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二　第五項の認可を受けないで認可計画を変更したとき。

三　認可計画に定めるところに従って土地等の貸付けを実施していないと認めるとき。

8　認可国立大学法人等は、認可計画に定めるところに従って土地等の貸付けを行う場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。この場合においては、前条の認可を受けることを要しない。

第三十四条の三を第三十三条の五とし、第五章中第三十四条の四を第三十四条とする。

第三十四条の五第三項中「及び第三十四条の二」を「、第三十三条の三及び第三十三条の四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三十四条の五第一項」を「第三十四条の二第一項」に改め、同条を第三十四条の二とし、第三十四条の三第二項」を「第三十三条の五第二項」に改め、同条を第三十四条の四とし、第三十四条の八を第三十四条の五とする。

第三十四条の九第二項中「第三十四条の四第二項」を「第三十四条第二項」に、「第三十四条の五から」を「第三十四条の二から」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条第四項」に、「第三十四条の五第一項」を「第三十四条の二第一項」に改め、同条を第三十四条の六とする。

第三十五条の表第四十二条の項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改め、同条を第三十五条の二とし、第三十四条の十を第三十五条とする。

第三十六条第二号中「第三十四条、第三十四条の二若しくは第三十四条の五第二項」を「第三十三条の二、第三十三条の三、第三十三条の四第一項若しくは第五項若しくは第三十四条の二第二項」に改め、同条第五号中「第三十四条の三第二項第二号」を「第三十三条の五第二項第二号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第三十三条の四第七項の規定による認可の取消しをしようとするとき。

第四十条第一項第五号中「第三十四条の五第一項」を「第三十四条の二第一項」に、「第三十四条の九第二項」を「第三十四条の六第二項」に改め、同項第九号中「第三十四条の三第二項」を「第三十三条の五第二項」に改め、同項第十号中「第三十四条の十第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

附則第十四条第一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

別表第一中「第十条」の下に「、第十四条」を加える。

別表第二中「第二十四条」の下に「、第二十六条」を加える。

**第二条**　国立大学法人法の一部を次のように改正する。

目次中「第一款　役員及び職員（第十条―第十九条）
第二款　経営協議会等（第二十条・第二十一条）
第三款　業務等（第二十二条・第二十三条）」を
「第一款　組織
第一目　役員及び職員（第十条―第十九条）
第二目　経営協議会等（第二十条・第二十一条）
第三目　特定国立大学法人の特例等（第二十一条の二―第二十一条の九）
第二款　業務等（第二十二条・第二十三条）」に改める。